

処分基準整理票

処分の内容	老人福祉センターの使用の禁止又は制限		
根拠法令及び条項	蓮田市老人福祉センター設置及び管理条例 第8条、第9条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市老人福祉センター設置及び管理条例 第8条（省略） 2 市長は、許可をした後においても次条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消すものとする。ただし、市は取消しに係る損害等の責は負わない。 第9条 市長は、センターの使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を禁止し、又は制限することができる。 （1）公益を害するおそれのあるとき。 （2）営利目的をもって催し等を行うおそれのあるとき。 （3）管理上支障があると認められるとき。 （4）その他市長が必要と認めるとき。		
処分基準設定年月日	平成19年10月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。